

## 会議録概要

1 開催した会議の名称 第2回小城市都市計画審議会

2 開催日時 平成21年12月21日(月) 10時00分から11時28分まで

3 開催場所 小城市芦刈農村環境改善センター 会議室

4 出席者 長会長、後藤委員、音成委員、西岡委員、樋渡委員、深川委員、北島委員(代理:相良)、野村委員、古賀委員(委員9名)

唐島建設部長兼室長、池田副課長、田中主事(事務局:都市整備推進室3名)

古川課長、松枝副課長、木塚係長、田中主査(下水道課4名)

5 議 題 (1)開会

(2)あいさつ

(3)配布資料の確認

(4)委員の出席数

(5)審議会の公開・非公開

(6)審議 第1号議案 牛津都市計画下水道の変更(小城市決定)

(7)その他 1)次回の案件

2)報告事項

(8)閉会

## 10時00分開会

### 開会

### 挨拶

### 配布資料の確認

### 委員の出席数

#### 事務局（池田副課長）

委員の出席数ですが、小城市都市計画審議会条例第7条第2項の規定に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。

本日、審議会の委員10名のうち、9名が出席されておりますので、本会議は成立していることを報告します。

### 審議会の公開・非公開

#### 事務局（池田副課長）

審議会の公開ですが、「審議会等の会議の公開に関する指針」により原則、公開としております。

「小城市情報公開条例」におきまして、個人情報が含まれるなど公開する事がふさわしくないものについては、公開しないとしておりますが、本日の審議会につきましては、公開する事にふさわしくないものというのはございませんので、公開するという方向で進ませていただきたいと思います。会長いかがでしょうか。

#### 長会長

よろしく申し上げます。

#### 事務局（池田副課長）

はい、ありがとうございます。今回の審議会は公開として、議事の概要及び会議の資料等につきましては、市のホームページで一般公開をさせていただきます。なお、本日の審議会への傍聴の申込みはあっておりません。

それでは、議案審議等をお願いします。本日の議案については、あらかじめ会長のほうにお届けしております。会長、審議の進行をよろしく申し上げます。

#### 長会長

はい。それでは、審議に入らせていただきます。まず、最初に、説明会の趣旨と都市計画、下水道の説明ということで、資料に沿ってお願いしたいと思います。

#### 事務局（池田副課長）

それでは、都市計画決定の手続きの説明ということで、事前に配布しておりました参考資料3の「都

市計画の手続き」というのがあると思いますが、資料は、ございますか。

(はい)

それと併せながら、議案の3ページをご覧ください。「都市計画の手続き(市決定分)」についてご説明したいと思います。原案の作成については、下水道課のほうで平成21年8月下旬までおこなっております。住民説明会の開催の周知を、10月5日の市報及びホームページに掲載され、10月15日に地元の説明会が開催されています。

また、公聴会については、11月5日に予定しておりましたが、公述申し出がなかったため、中止になっております。その後、県との事前協議を11月6日、県から事前協議の回答が11月25日になっております。

それを受けまして、案の公告、縦覧を12月2日から16日まで2週間行っております。

今後の予定は、本日の都市計画審議会の採決を受けて、知事の承認を22年1月中旬、決定の告示を22年2月上旬に予定しております。以上が都市計画決定の手続きの説明となります。

それでは、議案の説明ということで、下水道課の課長にお願いしたいと思います。

#### 下水道課(古川課長)

皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

今日、配布しました参考資料をまず、説明したいと思います。小城市の污水处理の現況を御説明してから、その後、都市計画の変更の内容について、御説明をさせていただきたいと思います。

「小城市污水处理施設の現況(処理区別)」ということを書いておりますが、小城市で取り組んでいる処理区は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つで進めております。

公共下水道は、処理区が、清水・原田(小城町)、牛津、三日月、芦刈、小城の5処理区の計画があります。このうち、小城の部分につきましては、未着手ということです。清水・原田地区は、平成7年度から平成10年度で事業が終了しております。それと、牛津につきましては、平成10年度から着手しております。三日月が、平成13年度から着手。芦刈が平成16年度から着手をしております。それで、公共下水道の全体の計画区域面積は、1,095haです。

現在、整備が終了している割合が31.8%となっております。この内、整備済み面積が348haということで31.8%となります。また、整備済みの348haのうち供用開始の面積が307.9haということです。

農業集落排水は、砥川(牛津町)、織島(三日月町)、堀江(三日月町)の3地区の処理区の計画がございます。砥川が平成9年度から平成13年度まで、織島が平成11年から平成15年度までで事業が完了しております。堀江につきましては、平成17年度から平成21年度までということで、11月25日に供用開始を行っております。堀江の事業は、今年度末まで終わることにしてあります。そういうことで、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせますと整備率は、39.6%となっております。

進捗状況の公表数値は、污水处理人口普及率ですが、公共下水道事業が25.4%、農業集落排水事業が5.1%、合計で30.5%となっております。この率は、小城市全体の人口を分母としまして、下水道の供用開始に住まれている方の人口が分子となります。小城市の30.5%の方が、下水道を利用する状況になっています。このうち、都市計画決定の手続きを行っている処理区は、清水・原田地区、牛津地区です。次のページが全体の計画図となっております。色分けを行っております。この区域につ

きましては、現時点での区域となっております。

現在、小城市は下水道の全体計画の見直しを進めているところです。全体の見直しにつきましては、市の財政状況や人口減少社会への対応等を考慮した計画にしたいということで、見直し作業を行っております。見直し作業が完了しますと、現在、お示ししている計画区域は、人口減少とかがありますので、縮小するということとなりますので、現時点の計画図となりますので、御理解ください。

それでは、議題の方に入らせていただきます。議案の2ページをお願いします。新旧対照表となっておりますが、都市計画区域で行う下水道につきましては、都市計画法第4条の都市計画施設に位置づけされており、都市計画法第11条により都市施設の種類、名称、位置及び区域等を都市計画に定めるようになっております。それで、牛津の公共下水道につきましては、事業着手時の平成10年3月2日に都市計画の決定、平成15年4月25日に都市計画の変更を行い、事業を進めているところです。

現在、都市計画に定められている内容は、新旧対照表にありますように、1.下水道の名称、2.排水区域、3.下水管渠、4.その他の施設となっております。

今回の議案の提案理由は、議案の1ページにありますとおり、「既に下水道整備が行われている区域に隣接する周辺の住宅等を追加すると共に、既決定の排水区域内に点在する水田等については、今後も宅地化が想定されないのを削除する。」ものでございます。

今回の変更の詳細ですが、2ページの赤字が変更箇所です。赤が変更前、黒が変更後です。まず、「1.下水道の名称」ですが、合併前の計画でしたので、「牛津町公共下水道」となっていますので、今回、「小城市公共下水道(牛津処理区)」に変更。

「2.排水区域」は、下水道で汚水を排除する区域が下水道の計画区域となりますが、名称は、先ほどと同じになりますが、面積が当初、約279haとなっておりますが、10ha減の約269haにしたいということになります。この内訳であります、下水道区域から除外する区域が14ha、下水道区域に編入する区域が4ha、差し引き10ha減の269haとなります。

それと、「3.下水管渠」につきましては、終末処理場から河川へ放流する管を放流管渠といいます。この部分は、起点と終点の住所を変更しておりますが、これも場所自体は変わらず、合併によりまして住所表示が変わりましたので、それに伴う変更です。

「4.その他の施設」ですが、終末処理場を牛津浄化センターと呼んでおりますが、場所は変更になっておりませんが、合併によりまして住所表示が変わりましたので、それに伴う変更です。

図面につきましては、小城市牛津都市計画総括図というものがあります。この総括図の下に凡例を付けておりますが、赤が下水道区域に追加する区域で4haです。黄色が下水道区域に削除する区域で14haです。下水管渠の場所が図面真ん中の左になりますけど、牛津浄化センターということで赤の斜め線で表示しておりますが、そこの下のほうに放流管と書いておりますけど、そこが下水管渠になります。

それと、「4.その他の施設」が、先ほど申しました牛津浄化センターで赤の斜め線で表示しております。

議案2ページの新旧対照表の変更後の分が、1ページとなります。

説明は、以上でございます。

## 長会長

はい。ありがとうございました。牛津都市計画下水道の変更ということで、説明がございましたけど、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありませんでしょうか。

## F 委員

削除と追加ということでしたけど、追加は4ha、削除が14ha。削除の変更理由は、宅地がされないということで、削除するということですが、現地を見て判断されたのかということと、仮に削除したところは、どうなるのか。下水道ができないということか。どう判断すればいいか。

### 下水道課（古川課長）

今のご質問でございますけど、削除する区域について、現地をどう判断したのかということと、削除した後下水道の利用ができるのか、できないのかということで、下水道区域から除外する区域は、現在の牛津の区域は、将来、宅地化が想定されるだろうという区域まで下水道区域に入れて、計画をしておりました。それで、現在の下水道区域の国、県からの指導等は、具体的な宅地化の計画がない区域につきましては、下水道計画が過大になるということで下水道区域から極力外すように指導がっております。

また、小城市内の他の処理区につきましても、宅地化の計画がないところは、区域外としております。そこで、三日月、芦刈も宅地化されているところを区域にしておりますので、小城市内で整合を図りたいというものであります。

現地の確認について、黄色のところは、現在、具体的な計画がないということで、削除したいと考えております。

また、削除した区域については、今後、宅地化した場合に下水道が利用できるかということですが、この分につきましては、下水道区域外で宅地が進行した部分につきましては、区域外流入に関する取扱要綱で対応させていただいており、その要綱に沿った申請があれば、下水道を利用できるということになります。

## B 委員

新規で追加する部分の現状は、どうなっているか。詳しい説明をお願いしたい。

### 下水道課（古川課長）

ご質問は、追加する箇所数と現地はどうなっているかということですが、箇所数は19箇所あります。19箇所すべてが、現在、宅地化されております。宅地化されて下水道の利用がされている状態ですが、その中で、福所江川近くの1箇所は、宅地化されていますが、まだ、下水道には接続されていません。

## D 委員

先ほどの分は、分譲地になり、家が建設されていないということによろしいですかね。

### 下水道課（古川課長）

分譲地につきましては、一部、販売できていないところもあります。開発業者のほうで、分譲地で宅地化されたところは、下水道の利用がなされています。

## C 委員

区域の削減になったところが、利用したいということになった場合に浄化センターの処理は、対応でき

るのか。

**下水道課（古川課長）**

今回、増と減の部分があり、浄化センターがどうなるかということですが、浄化センターにつきましては、牛津の全体計画がありまして、計画の見直しにあたって、浄化センターの増設をしていく手法を行っております。段階的に整備しておりますので、面積変更があった場合でも、増設で対応できる状況です。公共下水道については、段階的に整備をしていきますので、面積の増減に対応できるということになります。

**I 委員**

区域外流入に関する取扱要綱の運用は、どのようにされているのか。

**下水道課（古川課長）**

宅地化が計画されるときに、区域外流入に関する取扱要綱で一定の基準等を設けて、判断しております。

**長会長**

確認になりますが、今回、区域を追加されるのは、区域外流入に関する取扱要綱に基づいて追加されるのですか。

**下水道課（古川課長）**

赤の追加の部分につきましては、区域外流入に関する取扱要綱を作成しましたのが、平成20年4月1日ということで、その以降につきましては、その要綱に基づいて審査を行っております。以前につきましては、旧町で取り決めて、基準が違っておりましたので、それまでは、処理区ごとで行ってまいりましたが、合併し、同じ小城市で許可が違うのはいけないということで、要綱を定めております。

**長会長**

今後も区域外流入で申請が行われ、許可された場合は、審議会のほうに、本日のように提案されるということですか。

**下水道課（古川課長）**

区域外流入で許可を行ったところは、都市計画の変更を行うときに、随時、区域に入れていくということになると思います。

**長会長**

今回の下水道区域の変更を審議会に提案された理由はなんですか。

**下水道課（古川課長）**

下水道の区域で、現在、決定している区域については、通常は、その範囲の中で、事業認可をもらって事業をするということになります。ただ、その場合に、区域外に開発とかあった場合に対応ができません。

いということで、区域外流入という制度があります。その区域外につきましては、都市計画の区域でないため、下水道の予算では、整備できないということになりますので、その分につきましては、区域外流入ということで原因者の方に接続していただくという制度でございます。

議案を提案させていただいたのは、その区域外につきましても、下水道と同じ使用料とか、規制をかけていきますので、すでに下水道を利用している区域につきましては、正式に都市計画決定を行って、下水道区域として今後も取扱いをしたいということで議案を提案させていただいています。

#### **F 委員**

先ほど、区域外では、原因者負担ということを言われましたが、どういうことでしょうか。

#### **下水道課（古川課長）**

区域外流入に関する取扱要綱に基づいて許可する区域は、原因者（開発業者など）の方が、下水道の管が埋設されているとこまで、下水道を引っ張っていただくということになります。

#### **長会長**

区域外の分は、要綱に基づいて認めるわけですね。そして、認めたものを今回、正式に区域内に組み込むことになるわけですね。そういうことですね。

#### **下水道課（古川課長）**

はい。

#### **E 委員**

区域外ということで、原因者や地元負担ですよという法的根拠はありますか。

#### **下水道課（古川課長）**

法的根拠は、要綱ということになりますが、区域外流入の考え方につきましては、区域外で宅地化された分を市の費用で下水道の接続を行うことになれば、区域外の宅地化に支援をするような状況になり、下水道事業は、何百億円という費用になりますので、区域内の未整備に影響があり、区域外を優先するのはどうかということもあり、他の自治体も区域外流入という同じような制度を設けているところです。

#### **E 委員**

原因者が負担するとかは、市民に十分に知らせておかないといけない。

#### **下水道課（古川課長）**

開発があるときに、農振除外とか担当課のほうに話がありますが、横の連絡を行っているので、そのときは、下水について打合せを行ってくださいと連絡し、説明を行っています。

#### **F 委員**

住民説明が行われたということでしたが、住民説明を行うことは周知されていたわけでしょ。

### 下水道課（古川課長）

説明会を10月15日に開催し、その後、公聴会を11月5日に予定しておりましたが、公聴会は、説明会の内容や計画原案の縦覧を行い、公聴会で意見を述べたいという方は、公述申出を提出していただくようになります。公述申出が提出された場合は、公聴会を開催するということとなりますが、今回は、公述申出がなかったということで公聴会は中止ということになっております。

### F 委員

この下水道の件ですよね。この変更する部分を説明会等で住民が納得されておればいいんじゃないかと思っておりますが、説明した上で、住民から意見がなかったということですよね。説明会は、どのようにされましたか。

### 下水道課（古川課長）

説明会と公聴会は、市報とホームページでお知らせして、説明会を開催しました。

### F 委員

全体的にお知らせしたということですね。

### 長会長

削除される区域が、住民の方が理解されているかということがちょっと気になりますが。削除される場所は、現況は水田ですよね。

### 下水道課（古川課長）

水田です。

### 長会長

三日月、芦刈とかは、現況の水田は区域になっていないということで、足並みを揃えるということ。牛津の区域は、水田が区域に入っているということで、今回は、水田の区域を外すということですね。

### 下水道課（古川課長）

下水道の計画をするときに、区域に入れるとか、入れないとか、住民へ個別に通知は行っておりません。

### E 委員

除外する部分は、説明会をしても興味がないので、個別に説明をすべきでないかと思うが。

### 下水道課（古川課長）

個別に説明はしておりませんが、地区への説明として、区長さんには、全部図面をお渡しして説明をしております。また、区長さんに説明会の開催についてもお知らせをしておりました。

### B 委員



区域に入れるメリットは、なんですか。

#### **下水道課（古川課長）**

区域外流入に関する取扱要綱に基づき整備した分は、維持管理は市が行うということになりますけども、その整備費は、原因者負担であるので、市が出すことはありません。

維持管理につきましては、当然、市が行うこととなります。原因者が、そのまま維持管理を行うことになれば、下水管につきましては、終末処理場まで繋がっておりますので、末端まで維持管理を行わないと事故の原因等につながりますので、市で維持管理を行っています。

つまり、区域外流入をそのままにしておけば、維持管理は市が行うけれども、区域外ということで変則的な維持管理を行うこととなりますので、正式に区域内に入れて管理をしたいと思っております。

#### **長会長**

いろいろとご質問をいただいたことで、趣旨なりがご理解いただいたと思いますが、この趣旨なりが、住民に伝わっているか心配ということでしたが、これまでもいろいろとご配慮いただいておりますが、今後もいろいろと配慮をお願いしたいと思っております。他にありますか。

それでは、ご承認いただいたということでいきたいと思っております。

他に、次第のその他ということではなにかありますか。

#### **事務局（池田副課長）**

第1号議案の審議、大変お疲れ様でした。次回の案件ということで、県のほうで都市計画区域マスタープランの策定が行われています。その中で、中部地域ということで、佐賀市、小城市、多久市が入っておりますが、県で専門部会が開催されています。今後は、関係機関との調整を行って、県より小城市への意見の聴取があります。その中で、審議会で審議していただきたいと思っております。

そして、佐賀唐津道路の多久から佐賀市に計画されている道路につきましても、来年（22年）2月に住民説明が予定されております。本線の部分が、県の都市計画決定の手続きが必要になりますが、住民説明会を経て、小城市への意見の聴取がありますので、審議会の中で審議していただきたいと思っております。4～5月頃に案件が予定されておりますので、詳細の日程が決まり次第、ご連絡したいと思います。

#### **長会長**

今日、予定されていた議案につきましては、ご承認いただいたということです。

#### **事務局（池田副課長）**

これをもちまして、第2回小城市都市計画審議会を閉会します。お疲れ様でした。

**閉会**